

<不在者財産管理人選任>

1 概要

従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。

このようにして選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

2 申立人（申立てができる人）

- ・利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、債権者など）
- ・検察官

3 申立先

- ・不在者の従来の住所地の家庭裁判所に申し立てることになります。
- ・不在者の従来の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(不在者の従来の住所地)	(申立先)
東京23区内, 三宅村, 御蔵島村, 小笠原村	東京家庭裁判所 (本庁)
八丈町, 青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町, 利島村, 新島村, 神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村 (多摩地区)	東京家庭裁判所立川支部

不在者の従来の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用等

- ・収入印紙・・・800円
- ・連絡用の郵便切手・・・82円×19枚, 50円×2枚, 10円×8枚
(合計 1,738円分)

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・不在者の戸籍謄本〈全部事項証明書〉
- ・不在者の戸籍附票
- ・財産管理人候補者の住民票（本籍記載のあるもの）又は戸籍附票

- ・不在の事実を証する資料（例えば、警察署長の発行する家出人届出受理証明書、不在者あての手紙などで「あて所に尋ね当たらず」などの理由が付されて返送されたもの等）
 - ・財産目録
 - ・財産目録に記載した不在者の財産に関する資料（不動産登記事項証明書、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類〈通帳写し、残高証明書等〉）
 - ・申立人の利害関係を証する資料（賃貸借契約書写し、金銭消費貸借契約書写し等契約関係を示す書類等、申立人と不在者が親族関係にある場合は戸籍謄本〈全部事項証明書〉）
- 〈場合により必要な書類〉
- ・申立人が法人の場合、資格証明書

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 戸籍謄本〈全部事項証明書〉及び戸籍の附票は、本籍地を管轄する市区町村役場で3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 審理に必要な場合は、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。